

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 | | | | |
|---------|---|---------------|--|----|---|
| 種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 () | | | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先 | <input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他 | 担当省庁 農林水産省 | | | |
| 件名 | 12 多面的機能支払交付金の対象農地の拡大について | | | | |
| 提案市 | 大町市 | | | | |
| 提案要旨 | 土地保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能をより発揮している市街地の農地を保全するため、農業振興地域に含まれない都市計画非線引き市町村の用途地域内農地を、国の多面的機能支払交付金の農地維持支払の対象とすることを要望する。 | | | | |
| 提案理由 | 用途地域内には農地が散在しているが、耕作者の高齢化が進行し利用意欲が低下していることから、多面的機能を発揮することにより、多くの住民の生活に貢献している農地の維持に対する支援が必要である。 | | | | |
| 現況及び課題等 | 農業振興地域外の農地は、整備事業などの公共投資が行われないため、面積、形状、道水路の整備などの耕作条件が不利で利用集積、作業委託などの受け手が少なく、適切な維持管理が行われにくくなっている。また、同地区で農地を借りている担い手農家にとっては、農業振興地域内の農地と同様に多面的機能を維持する作業を実施しているにもかかわらず、交付金を原資とする作業料金を受け取れないことに不公平感がある。 | | | | |
| 関係法令 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 | | | | |